

簡易公募型競争見積（単契）のお知らせ

下記の案件について、簡易公募型競争見積を行いますのでお知らせします。参加を希望される方は、宇治市公募型指名競争入札（見積）実施要領、宇治市競争参加業者選定基準及び運用基準、宇治市競争入札心得を熟読、承知のうえ、参加を申し込んで下さい。

令和 8年 2月13日

宇治市長 松村 淳子

（担当課：契 約 課）

記

業務名	令和8年度 胃がん、結核・肺がん検診事業業務委託		
業務場所	市内一円		
契約期間	令和8年4月1日 ～ 令和9年3月31日 365日間		
業務概要及び条件	集団検診による胃がん検診及び結核・肺がん検診のためのX線撮影・フィルム読影等		
予 定 価 格	¥13,092,760 (税込)	最低基準価格	¥9,164,000 (税込)
見積参加者に必要な資格・条件			
次の①～③の全てを満たすこと。 ①参加資格者名簿登録 ②胃がん及び結核検診業務実績（元請、集団検診に限る） ③IS027001またはプライバシーマークの取得			
見積参加表明書の受付			
提出期限 令和8年2月19日（木） 午後 5時 00分 まで 提出場所 郵便入札 添付資料 別紙、参加表明書に記載のとおり			
見積予定	予定日 令和8年3月11日（水） 午前 11時 00分 まで 場 所 宇治市役所 3階 契約課		
前 払 金	無	部 分 払	無
消費税の扱い	消費税及び地方消費税を含んだ金額で行うこと		
そ の 他	本件にかかる契約の締結は、当該案件の予算成立を条件として行うものとします。 本件はランダム係数を用いた最低制限価格を適用しますのでご注意ください。 本件は郵便による見積を実施します。別紙「説明会に替えて連絡する事項」を熟読してください。 本件は単価契約です。競争は合計金額で行いますが、各単価の決定は予定価格を上限として協議し、成立すれば契約を締結します。		

説明会に替えて連絡する事項

- ・本案件に係る質疑の受付は、次のとおりとします。
令和8年2月13日（金）午前9時から
令和8年2月26日（木）午後5時まで
- ・お知らせの入札（見積）予定は、開札予定となります。入札書（見積書）提出については、指名通知時にお知らせする指定期日（持参の場合は提出日）を厳守してください。
- ・郵便入札について、不参加により指名停止は行いません。
- ・封筒の雛形は、契約課ホームページ「様式等ダウンロード」よりダウンロードしてご使用ください。
- ・「郵便入札にあたっての注意事項」及び「宇治市郵便入札の応募案内」を熟読してください。宇治市ホームページ（<https://www.city.uji.kyoto.jp/soshiki/27/55607.html>）に掲載しています。
- ・入札、契約等に係る連絡はメールで行っており、競争入札等参加資格審査申請の際に記入いただいたメールアドレス（申請後に変更の届出をしている場合はそのメールアドレス）に送信します。新たにメールアドレスを登録される場合や他のメールアドレスに変更を希望される場合は、競争入札等参加資格審査申請事項変更届を契約課に提出してください。

予定価格を超過して入札した者の取扱いについて

- 本件の入札において予定価格を超過して入札をした者は、本件の落札者が決定せず、再発注を行う際には指名しない場合があります。
- 入札辞退者に不利益を課すことはありません。

胃がん、結核・肺がん検診事業業務委託

予定価格積算書

予定単価

胃がん検診撮影委託料	:	7,370 円／人
胃がん検診医師派遣委託料	:	55,000 円／回
肺がん検診撮影委託料 (結核検診該当者分を除く)	:	1,650 円／人
肺がん検診撮影委託料(休日) (結核健診該当者分を除く)	:	2,063 円／人
結核検診撮影委託料	:	1,650 円／人
結核健診撮影委託料 (休日)	:	2,063 円／人
結核検診読影委託料	:	660 円／人

予定価格

胃がん検診撮影委託料	:	7,370 円	×	612 人	=	4,510,440 円
胃がん検診医師派遣委託料	:	55,000 円	×	16 回	=	880,000 円
肺がん検診撮影委託料 (結核検診該当者分を除く)	:	1,650 円	×	1,008 人	=	1,663,200 円
肺がん検診撮影委託料(休日) (結核健診該当者分を除く)	:	2,063 円	×	72 人	=	148,536 円
結核検診撮影委託料	:	1,650 円	×	2,352 人	=	3,880,800 円
結核健診撮影委託料 (休日)	:	2,063 円	×	168 人	=	346,584 円
結核検診読影委託料	:	660 円	×	2,520 人	=	1,663,200 円

合 計

13,092,760 円

令和 8 年度 胃がん、結核・肺がん検診事業業務委託仕様書

1. 業務内容

- ① 胃がん検診（胃がん検診仕様書参照）
- ② 肺がん検診・結核健診（肺がん検診・結核健診仕様書参照）

2. 委託期間

契約日～令和 9 年 3 月 31 日

3. 実施期間

令和 8 年 9 月～令和 9 年 1 月

- ・胃がん検診 半日単位 16 回（肺がん検診・結核健診を同時に実施する）
- ・肺がん検診・結核健診 半日単位 38 回

※ただし、いずれも予定であり、協議の上調整を行うこと。

4. 同時実施時の配車台数

- ・胃がん検診車 2 台と肺がん検診車 1 台を同時に 4 日以上配車すること。
- ・胃がん検診車 1 台と肺がん検診車 1 台を同時に 1 日以上配車すること。

5. 実施日：

- ・胃がん検診は午前 8 時 45 分から 12 時、午後 1 時 30 分から 3 時 30 分
- ・肺がん検診は午前 8 時 45 分から 12 時、午後 1 時 30 分から 3 時 30 分

※実施日については、協議の上、調整を行うこと。

※原則平日とするが、協議の上、土日祝に実施する場合がある。

6. 実施場所

宇治市内の公共施設等

7. 対象

- ① 胃がん検診：50 歳以上の宇治市民（隔年受診）
- ② 肺がん検診・結核健診：40 歳以上の宇治市民（結核健診は 65 歳以上の宇治市民）

8. 実施予定件数

- ① 胃がん検診（胃部エックス線デジタル撮影及び読影） 612 人
- ② 胃がん検診医師立ち合い（半日単位） 16 回
- ③ 肺がん検診（胸部エックス線直接撮影） 1,080 人 ※結核健診該当者分を除く
- ④ 結核健診撮影（65 歳以上） 2,520 人
- ⑤ 結核健診読影（65 歳以上） 2,520 人

※ただし、いずれも予定人数であり、発注を確約するものではない。

9. 注意事項

① 実施方法

- ・実施方法等については、「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」（健発第 0331058 号平成 20 年 3 月 31 日厚生労働省健康局長通知）に基づくものとする。

- ・実施日時及び会場については協議の上、調整し決定する。開始時間は厳守する。
 - ・電力供給は自家発電とする。
- ② 感染予防対策
- ・検診実施に伴い、実施前に感染予防対策マニュアル等を市に提出をすること。
- ③ 支払い
- ・委託料の支払いについては、事業終了後直ちに請求をうけ、30日以内に支払うものとする。なお、請求は胃がん検診、肺がん検診、結核健診に分けたものとする。
- ④ 個人情報の取り扱い
- ・個人情報の取り扱いについて、別紙「宇治市個人情報の取扱いに関する特記仕様書（作業用）」を遵守すること。
- ⑤ 各種検診時の事故、体調不良者への対応
- ・業務実施中に生じた事故については、速やかに処置に当たるものとし、原因の調査を行い、報告書を提出するものとする。
 - ・体調不良者の状況把握とその対応方法について速やかに報告すること。
- ⑥ 各種検査の結果が不明瞭な場合の対応
- ・再撮影及び再検査を実施すること。
- ⑦ 事業開始までに、その他詳細については市と協議すること。

胃がん検診仕様書

1. 業務内容

胃部エックス線撮影（デジタル撮影）及び読影。

2. 医師の立ち会い

胃がん検診を実施する日は、必ず医師を1名実施会場に待機させる。

医師は、体調不良や誤嚥、転倒などの事故が発生した時は、応急措置や緊急搬送などの対応を行う。また、受診可否等の判断を要する場合は、必要時間診等の対応を行う。

3. 撮影について

- ① 撮影機器の種類を明らかにする。また撮影機器は日本消化器がん検診学会の定める仕様基準(※)を満たすものを使用する。
- ② 撮影枚数は最低8枚とする。
- ③ 撮影の体位及び方法を明らかにする。また、撮影の体位及び方法は日本消化器がん検診学会の方式(※)によるものとする。
- ④ 造影剤の使用に当たっては、その濃度を適切に（180～220W/V%の高濃度バリウム、120～150mlとする）保つとともに、副作用等の事故に注意する。
- ⑤ 撮影技師は、日本消化器がん検診学会が認定する胃がん検診専門技師の資格を取得すること。
- ⑥ 市からの報告を求められた場合には、撮影技師の全数と、日本消化器がん検診学会認定技師数を報告する。

(※) 胃部エックス線撮影法及び撮影機器の基準は日本消化器がん検診学会によるマニュアル（胃がん検診のための胃X線検査マニュアル 2025 改訂第3版）等を参考にする。

4. 読影について

- ① 市からの報告を求められた場合には、読影医全数と日本消化器がん検診学会認定医数、もしくは総合認定医数を報告する。
- ② 読影は二重読影とし、原則として判定医の一人は日本消化器がん検診学会認定医、もしくは総合認定医とする。
- ③ 必要に応じて過去に撮影したエックス線写真と比較読影する。

5. 記録の保存について

胃部エックス線画像及び検診結果は、5年間保存すること。

6. システムとしての精度管理について

- ① 検診受診者名簿、問診票、胃がん検診結果票、結果一覧等は、自施設においてダブルチェックを行うなど、適切に確認の上、確認表を添えて検診実施後3週間以内に宇治市に提出すること。
- ② がん検診の結果及びそれに関わる情報について、市から求められた項目を全て報告すること。
- ③ 撮影や読影向上のための検討会や委員会（自施設以外の胃がん専門家を交えた会）を設置すること。もしくは医師会等が設置した検討会や委員会に参加する。

7. 事業評価に関する検討について

- ① 自施設の検診結果について、要精検率、精検受診率、がん発見率、陽性反応適中度等のプロセス指標値を把握すること。

- ② プロセス指標値やチェックリストの遵守状況に基づいて、自施設の精度管理状況を評価し、改善に向けた検討を行うこと。
- ③ 京都府生活習慣病検診等管理指導協議会、市、医師会等から指導・助言等があった場合は、それを参考にして改善に努めること。

8. その他

- ① 当日の検診終了後、問診票は受託者が持ち帰ること。
- ② 検診受診者名簿データは、受託者が適切に受け取ること。
- ③ 問診票および検診結果票の内容については、市と協議の上、取り決めること。
- ④ 検診結果報告は、検診結果票に併せて胃がん検診結果一覧及び検診結果データを提出すること。(内容：受診日・フィルム番号・宛名番号・氏名・カナ氏名・性別・生年月日・判定等)
- ⑤ 検診中の受診者の体調不良や誤嚥、転倒などの事故に対する安全マニュアルを作成し、事故等発生時は、マニュアルに基づいて対応すること。また、作成したマニュアルは、検診実施前に市と内容を共有すること。

肺がん検診・結核健診仕様書

1. 業務内容

胸部エックス線直接撮影及び結核検診読影。

2. 撮影について

- ① 肺がん・結核診断に適格な胸部エックス線撮影、すなわち、放射線科医、呼吸器内科医、呼吸器外科医のいずれかによる胸部エックス線の画質の評価と、それに基づく指導を行うこと(※)。
- ② 撮影機器の種類、フィルムサイズ、モニタ読影の有無を明らかにすること。
- ③ 撮影方法については、直接撮影、デジタル方式とし、日本肺癌学会が定める肺がん検診として適切な撮影機器・撮影方法及び画像処理法(※)を用いるとともに、撮影方法・画像処理は京都府医師会の許可を受けたものであること。
- ④ 胸部エックス線検査に係る必要な機器及び設備を整備するとともに、機器の日常点検等の管理体制を整備すること。
- ⑤ 1日あたりの実施可能人数を明らかにすること。
- ⑥ 事前に胸部エックス線写真撮影を行う診療放射線技師に対して指示をする責任医師、及び緊急時や必要時に対応する医師などを明示した計画書を作成し、市に提出すること。
- ⑦ 緊急時や必要時に医師に連絡できる体制を整備すること。
- ⑧ 胸部エックス線写真撮影時や緊急時のマニュアルを整備すること。
- ⑨ 検診に従事する診療放射線技師が必要な教育・研修を受ける機会を確保すること。

(※) 肺がん診断に適格な胸部エックス線撮影等は、日本肺癌学会編集「肺癌取扱い規約 改訂第9版 第9章（肺がん検診の手引き）」等を参考にする。

3. 画像データの読影システム登録について

- ① 受託者は、胸部エックス線直接撮影画像データを、京都府医師会読影システムに登録すること。
- ② 画像を京都府医師会読影システムに登録する費用については、検診受託機関から京都府医師会に支払うこと。
- ③ 登録された画像及び画像情報に不備があった場合に対応や復旧については、受託者の責任で対応するものとし、かかる費用についても受託者から京都府医師会に支払うこと。

4. 記録の保存について

胸部エックス線画像及び健診（検診）結果は、5年間保存すること。

5. その他

- ① 受診票にナンバリングした番号と、撮影画像データの番号を同一にすること。
- ② 受診票は検診終了後、市職員に手渡すこと。
- ③ 受診者名簿データは、受託業者が適切に受け取ること。
- ④ 健診結果報告は、結核健診結果一覧を提出すること。（内容：受診日・フィルム番号・宛名番号・氏名・カナ氏名・性別・生年月日・判定等）
- ⑤ 受診者名簿、結果一覧等は、自施設においてダブルチェックを行うなど、適切に確認の上、確認表を添え、速やかに市に返却すること。
- ⑥ 京都府生活習慣病検診等管理指導協議会、市、医師会等から指導・助言等があった場合は、それを参考にして改善に努めること。

宇治市個人情報の取扱いに関する特記仕様書（作業用）

（基本的事項）

第1条 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務を実施するに当たっては、宇治市情報セキュリティポリシー及び関係法令等の規定に従い、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適切に行わなければならない。また、庁舎外での個人情報の取り扱いが発生する場合には、受注者は、別途定める「個人情報の取扱いに関する特記仕様書の項目遵守の確認表」（作業用）で確認した項目を遵守しなければならない。

（秘密の保持）

第2条 受注者は、この契約の履行により直接又は間接に知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

2 受注者は、この契約に関わる業務を実施する作業責任者（以下、「責任者」という。）及び作業従事者（以下、「従事者」という。）に対して、秘密保持に関する誓約書を提出させなければならない。

（責任体制の整備）

第3条 受注者は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

（責任者及び従事者）

第4条 受注者は、責任者及び従事者を定め、前条の責任体制とともに、あらかじめ発注者に届け出なければならない。これらを変更しようとするときも、同様とする。

2 受注者は、責任者及び従事者を変更する場合の手続きを定めなければならない。

3 責任者は、特記仕様書に定める事項を適切に実施するよう従事者を監督しなければならない。

4 従事者は、責任者の指示に従い、特記仕様書に定める事項を遵守しなければならない。

（従事者への周知及び監督）

第5条 受注者は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中はもとより退職後においても、その事務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、これに違反した場合は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）により罰則が適用される場合があることなど、個人情報の保護のために必要な事項を周知するとともに、個人情報の適正管理の徹底が図られるよう、必要か

つ適切な監督を行わなければならない。

(派遣労働者等に関する措置)

第6条 受注者は、この契約による業務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者（以下、「派遣労働者等」という。）に行わせる場合は、派遣労働者等に本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

- 2 受注者は、発注者に対して、派遣労働者等の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(教育及び研修)

第7条 受注者は、個人情報の保護、情報セキュリティに対する意識の向上、従事者が遵守すべき事項その他この契約による業務の適切な履行に必要な教育及び研修を、従事者全員に対して実施しなければならない。

- 2 受注者は、前項の教育及び研修を実施するに当たり、実施計画を策定し、実施体制を確立しなければならない。

(再委託)

第8条 受注者は、発注者が承諾した場合を除き、この契約にかかる業務を自ら行うこととし、第三者（受注者の子会社（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 1 項第 3 号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。）へ業務を委託（以下「再委託」という。）してはならない。

- 2 受注者は、業務の一部をやむを得ず再委託する必要がある場合又は再委託の内容を変更しようとする場合には、あらかじめ次の各号に掲げる項目を記載した書面を発注者に提出して発注者の承諾を得なければならない。

- (1) 再委託を行う業務の内容
- (2) 再委託で取り扱う情報
- (3) 再委託の期間
- (4) 再委託が必要な理由
- (5) 再委託の相手方（名称、代表者、所在地及び連絡先）
- (6) 再委託の相手方における責任体制並びに責任者及び従事者
- (7) 再委託の相手方に求める個人情報保護措置の内容（契約書等に規定されたものの写し）
- (8) 再委託の相手方の監督方法

- 3 前項の場合、受注者は、再委託の相手方にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、受注者と再委託の相手方との契約内容にかかわらず、発注者に対して再委託の相手方による全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

- 4 受注者は、再委託契約において、再委託の相手方に対する監督及び情報の安全管理の方法について具体的に規定しなければならない。
- 5 受注者は、この契約による業務を再委託した場合、その履行を管理・監督するとともに、発注者の求めに応じて、その状況等を発注者に適宜報告しなければならない。

(目的以外の使用及び第三者への提供の禁止)

第9条 受注者は、この契約による業務を処理するため取得し、若しくは作成した情報（情報の全部又は一部を複製等した他の媒体を含む。以下同じ。）又は発注者から引き渡された情報を発注者の指示又は承諾を得ることなくこの契約の目的以外に使用し、又は第三者に提供してはならない。

(複製及び複製の禁止)

第10条 受注者は、データバックアップを除き、この契約による業務を処理するため発注者から引き渡しを受け、又は受注者自らが収集し、若しくは作成した情報が記録された資料等を、発注者の承諾なしに複製し、又は複製してはならない。

(適正管理)

第11条 受注者は、この契約による事務を処理するため発注者から引き渡しを受け、又は受注者自らが収集し、若しくは作成した情報の滅失及び毀損の防止に関する措置を講じなければならない。

(作業場所の特定)

第12条 受注者は、個人情報を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）を定め、あらかじめ発注者に届け出し必要に応じその場所を発注者及び責任者の立ち会いのもと事前に確認し承認を得なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

- 2 受注者は、発注者の事務所に作業場所を設置する場合は、責任者及び従事者に対して、受注者が発行する従事者である証明書を常時携帯させ、事業者名が分かるようにしなければならない。

(個人情報の管理)

第13条 受注者は、業務において利用する個人情報を保持している間は、次の各号の定めるところにより、個人情報の管理を行わなければならない。

- (1) 施錠が可能な保管庫又は施錠若しくは入退室管理の可能な保管室で厳重に個人情報を保管すること。また、これらの設備の設置状況を発注者に報告すること。
- (2) 発注者が指定した場所へ持ち出す場合を除き、個人情報を定められた場所か

ら持ち出さないこと。

- (3) 発注者の承諾を得て個人情報を電子データで持ち出す場合は、電子データの暗号化処理又はこれと同等以上の保護措置を施すこと。
- (4) 事前に発注者の承認を受けた作業場所で、かつ業務に必要最小限の範囲で行う場合を除き、個人情報を複製又は複写しないこと。
- (5) 個人情報を移送する場合、移送時の体制を明確にすること。
- (6) 個人情報を電子データで保管する場合、当該データが記録された媒体及びそのバックアップの保管状況並びに記録されたデータの正確性について、定期的に点検すること。
- (7) 個人情報を管理するための台帳を整備し、個人情報の利用者、保管場所その他の個人情報の取扱いの状況を当該台帳に記録すること。
- (8) 個人情報の紛失、漏えい、改ざん、破損その他の事故（以下「個人情報の漏えい等の事故」という。）を防ぎ、真正性、見読性及び保存性の維持に責任を負うこと。
- (9) 作業場所に、私用パソコン、私用外部記録媒体その他の私用物を持ち込ませないこと。
- (10) 個人情報を利用する作業を行うパソコンに、個人情報の漏えいにつながると考えられる業務に関係のないアプリケーションをインストールしないこと。

（受渡し・運搬）

第14条 受注者は、発注者受注者間の個人情報の受渡し・運搬に関しては、電子メールやファクスは用いず、原則発注者及び受注者の職員の立ち会いのもと受注者の責任で発注者が指定した手段、日時及び場所で行うものとし、その経費は受注者の負担とする。その際発注者に個人情報の預り証を提出しなければならない。

（個人情報の帰属及び返還、廃棄又は消去）

第15条 発注者から引き渡された個人情報のほか、この契約による業務を処理するために発注者の指定した様式により、及び発注者の名において、受注者が取得し、作成し、加工し、複写し、又は複製等した個人情報は、発注者に帰属するものとする。

- 2 受注者は、委託業務完了時に、発注者の指示に基づいて、前項の個人情報を返還し、廃棄し、又は消去しなければならない。
- 3 受注者は、第1項の個人情報を返還する場合は、全ての資料（資料名称や情報項目、媒体名、数量等の内容がわかるもの）の明細とともに返還し、複製された資料等がないことを証する書面を発注者に提出しなければならない。
- 4 受注者は、第1項の個人情報を廃棄、又は消去する場合、当該個人情報が記録された電磁的記録媒体の物理的な破壊その他当該個人情報を判読及び復元できないよ

うに確実な方法で廃棄し、又は消去しなければならない。

- 5 受注者は、第1項の個人情報を廃棄し、又は消去した時は、完全に廃棄し、又は消去した旨の証明書（情報項目、媒体名、数量、廃棄若しくは消去の方法、責任者、廃棄又は消去の年月日が記載された書面）を発注者に提出しなければならない。
- 6 受注者は、廃棄又は消去に際し、発注者から立会いを求められたときはこれに応じなければならない。

（事故発生時の対応）

第16条 受注者は、この契約による業務の処理に関して個人情報の漏えい等の事故が発生し、又は発生するおそれがある場合は、その事故等に係る帰責の有無に関わらず、直ちに発注者に対して、当該個人情報の漏えい等の事故に係る個人情報の内容、数量、発生場所、発生状況等を報告し、その指示に従わなければならない。

- 2 受注者は、前項の個人情報の漏えい等の事故が発生し、又は発生するおそれがある場合に備え、発注者その他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧、再発防止の措置を迅速かつ適切に実施するために、緊急時対応計画を定めなければならない。
- 3 発注者は、業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。
- 4 受注者は、発注者と協議の上、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、可能な限り当該個人情報の漏えい等の事故に係る事実関係、発生原因及び再発防止策の公表に努めなければならない。

（定期報告及び緊急時報告）

第17条 発注者は、この契約による業務の処理に伴う個人情報の取扱いについて、本特記仕様書の遵守状況を確認するために必要な範囲で、受注者に対して定期的に報告を求めることができる。この場合において、発注者が本特記仕様書に定める義務等を遵守させるために必要な指示をしたときは、受注者は、当該指示に従い速やかに是正措置を講じ、その内容を遅滞なく発注者に報告しなければならない。

- 2 受注者は、個人情報の取扱いの状況に関する定期報告及び緊急時報告の手順を定めなければならない。
- 3 発注者は、必要があると認めるときは、この契約による業務の処理に伴う個人情報の取扱いの状況について、受注者に報告させ、又は随時実地に調査することができるものとする。

（監査及び検査）

第18条 発注者は、この契約による業務の処理に係る個人情報の取扱いについて、本特記仕

様書に定める措置が講じられているかどうか検証し、及び確認するため、受注者及び再委託先に対して、監査又は検査を行うことができる。

- 2 発注者は、前項の目的を達するため、受注者に対して必要な情報を求め、又はこの契約による業務の処理に関して必要な指示をすることができる。

(契約解除)

第19条 発注者は、受注者が本特記仕様書に定める義務をはたさない場合は、この契約による業務の全部又は一部を解除することができるものとする。

- 2 受注者は、前項の規定による契約の解除により損害を被った場合においても、発注者にその損害の賠償を請求することはできない。

(損害賠償)

第20条 受注者の故意又は過失を問わず、本特記仕様書に定める義務に違反し、又は怠ったことにより発注者が損害を被った場合には、発注者にその損害を賠償しなければならない。

宇治市個人情報の取扱いに関する特記仕様書の項目遵守の確認表(作業用)

記入欄の☆印は確認の必須項目とする

項番	点検項目	参照条文	記入欄
1	1		ISMS(情報セキュリティマネジメントシステム)の認証を取得していますか ☐ はい ☐ いいえ プライバシーマークの認証を取得していますか ☐ はい ☐ いいえ
2	1	第1条 基本的事項	☆ 本委託業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することがないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならないことを理解していますか ☐ はい ☐ いいえ
	2		☆ 本委託業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することがないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならないことを従事者に周知し、理解させていますか ☐ はい ☐ いいえ (はいを選択した場合) 理解させた本委託業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することがないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならないことを従事者に周知し、理解させた結果を記録していますか ☐ はい ☐ いいえ
3	1	第2条 秘密の保持	☆ 委託された業務の履行にあたり、直接又は間接的に知り得た個人情報を第三者に漏洩してはいけないことを、個人情報取扱いに係る責任者及び従事者に教育又は周知をしていますか ☐ はい ☐ いいえ (はいを選択した場合) 個人情報取扱いに係る責任者及び従事者に対する秘密保持に関する教育又は周知の結果を記録していますか ☐ はい ☐ いいえ
	2		
	3	2 受注者は、本委託業務に関わる責任者及び従事者に対し秘密保持に関する誓約書を提出させなければならない。	☆ 秘密保持に関する誓約書を個人情報取扱いに係る責任者及び従事者から取得していますか ☐ はい ☐ いいえ (はいを選択した場合) 責任者及び従事者から取得した誓約書は、保存され、参照できるようになっていますか ☐ はい ☐ いいえ 秘密保持に関する誓約書には、在職中及び職を退いた後も、職務上知り得た秘密を漏らしてはならないことを明記していますか ☐ はい ☐ いいえ 故意または過失により、秘密保持に関する誓約書に違反し、事故を招いてしまった場合の罰則について、社内ルール等に定めていますか ☐ はい ☐ いいえ (はいを選択した場合) その罰則規定を、正社員だけでなく非正社員にも適用していますか ☐ はい ☐ いいえ (いいえを選択した場合) 誓約書を取得していない理由を記述してください _____
4	1	第3条 責任体制の整備	☆ 個人情報の保護に関する体制を維持することを社内ルール等に定めていますか ☐ はい ☐ いいえ (はいを選択した場合) 個人情報の保護に関する体制を維持するための規定の適用及び運用を行った際の成果物として、どのようなものが保存されていますか。以下のうち当てはまる項目すべてにチェックしてください ☐ 個人情報管理体制を表す体制図、体制表等 ☐ 個人情報を取り扱う業務が体制に沿って行われたことを示す報告書等 ☐ 個人情報管理体制について記述されている研修資料や個人情報管理体制を周知した文書

			☐ 個人情報管理体制を維持するための会議体の議事録等 ☐ その他（具体的に: _____）
	2		個人情報の保護に関する体制の維持に対して、経営層がその活動を支援していますか ☐ はい ☐ いいえ （はいを選択した場合） 個人情報の保護に関する体制の維持に対して、経営層がその活動を支援した記録として、どのようなものが保存されていますか。以下のうち当てはまる項目すべてにチェックしてください ☐ 経営者の見直し活動に関する議事録等 ☐ 経営者の見直し活動の結果に対して、対策が行われた際の報告書等 ☐ その他（具体的に: _____）
	3		個人情報の取扱いに関する苦情処理の体制を整備していますか ☐ はい ☐ いいえ （はいを選択した場合） どのような体制を整備していますか。以下のうち当てはまる項目すべてにチェックしてください ☐ 苦情及び相談を受け付ける事が、社内ルール等により定められている ☐ 苦情処理窓口を設置している ☐ その他（具体的に: _____）
5	1	第4条 責任者等 の届出	受注者は、責任者及び従事者を定め、前条の責任体制とともに、あらかじめ発注者に届け出なければなりません。これらを変更しようとするときも、同様とする。 ☆ 個人情報取扱いに係る責任者を定めることができますか ☐ はい ☐ いいえ （はいを選択した場合） 個人情報取扱いに係る責任者の特定について、どのようなことが行われていますか。以下のうち当てはまる項目すべてにチェックしてください ☐ 個人情報取扱いに係る責任者の責任を明確にした文書等を作成している ☐ 個人情報取扱いに係る責任者を責任部門の長にしている ☐ 個人情報取扱いに係る責任者を個人情報の保護に関する知識を有していると考えられる担当者になっている ☐ その他（具体的に: _____）
	2		☆ 個人情報取扱いに係る従事者を定めることができますか ☐ はい ☐ いいえ
	3		☆ 個人情報取扱いに係る責任者及び従事者を発注者に書面により報告することができますか ☐ はい ☐ いいえ （いはいを選択した場合） 書面以外の届け出可能な方法または報告できない理由を具体的に記入ください
	4		☆ 個人情報取扱いに係る責任者を明確にした、個人情報の取扱体制図又は体制表等を作成することができますか ☐ はい ☐ いいえ
	5		☆ 個人情報取扱いに係る作業の責任者及び従事者を変更する場合、変更する前に発注者に届け出をすることができますか ☐ はい ☐ いいえ
	6		個人情報の取扱体制に変更があった場合、個人情報の取扱体制図等や従事者の名簿情報を適宜更新することができますか ☐ はい ☐ いいえ （はいを選択した場合） 個人情報の取扱体制図等や従事者の名簿情報を更新した記録を残すことができますか ☐ はい ☐ いいえ
	7	2 受注者は、責任者及び従事者を変更する場合の手続きを定めなければならない。	☆ 個人情報取扱いに係る作業の責任者、従事者を変更する場合の手続きが定められていますか ☐ はい ☐ いいえ

	8		3 責任者は、特記仕様書に定める事項を適切に実施するよう従事者を監督しなければならない。 4 従事者は、責任者の指示に従い、特記仕様書に定める事項を遵守しなければならない。	☆ 個人情報の取扱いに係る従事者の管理・監督を行うことができますか ☐ はい ☐ いいえ (はいを選択した場合) 個人情報の取扱いに係る従事者を監督した結果として、どのようなものを保存することができますか。以下のうち当てはまる項目すべてにチェックしてください ☐ 作業指示書等の作業内容を指示している書類等 ☐ 作業完了報告等の作業結果を報告させ、承認している書類等 ☐ その他 (具体的に:)
6	1	第5条 従事者への周知及び監督	受注者は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中はもとより退職後においても、その事務に関して知り得た個人情報等を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、これに違反した場合は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)により罰則が適用される場合があることなど、個人情報の保護のために必要な事項を周知するとともに、個人情報の適正管理の徹底が図られるよう、必要かつ適切な監督を行わなければならない。	☆ 本委託業務において利用する個人情報について、個人情報の適正管理の徹底が図られるよう、必要かつ適切な監督を行わなければならないことを理解していますか ☐ はい ☐ いいえ (はいを選択した場合) 本委託業務において利用する個人情報について、在職中はもとより退職後においても、その事務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことを従事者に周知し、理解させていますか ☐ はい ☐ いいえ (はいを選択した場合) 本委託業務において利用する個人情報について、在職中はもとより退職後においても、その事務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことを従事者に周知させ、理解させた結果を記録していますか ☐ はい ☐ いいえ
	2			
	3			☆ 本委託業務において利用する個人情報について、違反した場合は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)により罰則が適用される場合があることを従事者に周知し、理解させていますか ☐ はい ☐ いいえ (はいを選択した場合) 本委託業務において利用する個人情報について、違反した場合は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)により罰則が適用される場合があることを従事者に周知させ、理解させた結果を記録していますか ☐ はい ☐ いいえ
7	1	第6条 派遣労働者等に関する措置	1 受注者は、この契約による業務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者(以下、「派遣労働者等」という。)に行わせる場合は、派遣労働者等に基づき一切の義務を遵守させなければならない。 2 受注者は、発注者に対して、派遣労働者等の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。	☆ 派遣労働者等に対しても受注者が発注者と合意した内容の義務を遵守させなければならないことを理解していますか ☐ はい ☐ いいえ ☆ 個人情報取扱いに関しては、派遣労働者等の全ての行為及びその結果について受注者が責任を負うことを理解していますか ☐ はい ☐ いいえ ☆ 派遣労働者等から、正社員と同様の秘密保持に関する誓約書を取得していますか ☐ はい ☐ いいえ (いいえを選択した場合) 誓約書を取得していない理由を記述してください。また誓約書を取得していないことの代替策を提示してください _____
	2			
	3			
8	1	第7条 教育の実施	受注者は、個人情報の保護、情報セキュリティに対する意識の向上、従事者が遵守すべき事項その他の契約による業務の適切な履行に必要な教育及び研修を、従事者全員に対して実施しなければならない。	☆ 情報セキュリティに対する意識向上を図るための教育を、個人情報取扱いに係る従事者に対して実施していますか ☐ はい ☐ いいえ (はいを選択した場合) どのような研修を実施していますか。以下のうち当てはまる項目すべてにチェックしてください ☐ 情報セキュリティ教育は社内研修やOJT(※)の一環として実施している (※OJT: 仕事上、仕事遂行を通して訓練をすること) ☐ 情報セキュリティ教育は外部の研修サービスを利用している

2 受注者は、前項の教育及び研修を実施するに当たり、実施計画を策定し、実施体制を確立しなければならない。

☐ その他（具体的に：_____）

教育を行っている時期を記述してください

教育内容として、個人情報保護に関する社内ルールに違反した場合の罰則規定を含めていますか

☐ はい ☐ いいえ

教育内容が分かる資料を添付し、そのドキュメント名を記述してください

個人情報取扱いに係る従事者への教育実施の結果が記録されていますか

☐ はい ☐ いいえ

☆ 情報セキュリティに対する意識向上を図るための教育を、個人情報取扱いに係る責任者に対して実施していますか

☐ はい ☐ いいえ

（はいを選択した場合）

どのような研修を実施していますか。以下のうち当てはまる項目すべてにチェックしてください

☐ 情報セキュリティ教育は社内研修やOJT(※)の一環として実施している（※OJT:仕事中、仕事遂行を通して訓練をすること）

☐ 情報セキュリティ教育は外部の研修サービスを利用している

☐ その他（具体的に：_____）

教育を行っている時期を記述してください

教育内容として、個人情報保護に関する社内ルールに違反した場合の罰則規定を含めていますか

☐ はい ☐ いいえ

教育内容として、責任者が負うべき責任と守るべき行動規範について盛り込まれていますか

☐ はい ☐ いいえ

教育内容として、責任者の指揮下で個人情報保護が侵害された場合の責任者の対応方法について盛り込まれていますか

☐ はい ☐ いいえ

教育内容についての資料を添付し、そのドキュメント名を記述してください

個人情報取扱いに係る責任者への教育実施の結果が記録されていますか

☐ はい ☐ いいえ

セキュリティポリシーやガイドライン等で、受注者が定める個人情報保護の指針を、従事者へ周知していますか

☐ はい ☐ いいえ

（はいを選択した場合）

どのように従事者へ周知していますか。以下のうち当てはまる項目すべてにチェックしてください

☐ 冊子等で配布している

☐ 社内サイトに公開するなど、従業者がいつでも参照できるようにしてある

☐ その他（具体的に：_____）

セキュリティに関する最新情報が、従事者に適切に周知される体制や制度が存在しますか

☐ はい ☐ いいえ

情報セキュリティに対する意識向上を図るための教育を実施する担当者の選定基準を定めていますか

☐ はい ☐ いいえ

（はいを選択した場合）

			どのような選定基準を定めていますか。以下のうち当てはまる項目すべてにチェックしてください ☐ 従事者への教育の実施責任者は個人情報取扱いに係る責任者である ☐ 従事者への教育の実施責任者は情報セキュリティに関する知識を十分に有した者である ☐ その他（具体的に：_____）
	12		☆ 情報セキュリティに関する教育及び研修を適切なタイミングで実施していますか ☐ はい ☐ いいえ （はいを選択した場合） どのようなタイミングで策定していますか。以下のうち当てはまる項目すべてにチェックしてください ☐ 契約期間のうち業務開始前、業務履行中に各1回 ☐ 契約期間内で1回 ☐ 社内プログラムとして年度内に1回 ☐ その他（時期や頻度を具体的に：_____）
9	1	第8条 再委託	（再委託） 第8条 受注者は、発注者が承諾した場合を除き、この契約にかかる業務を自ら行うこととし、第三者（受注者の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。）へ業務を委託（以下「再委託」という。）してはならない。 2 受注者は、業務の一部をやむを得ず再委託する必要がある場合又は再委託の内容を変更しようとする場合には、あらかじめ次の各号に掲げる項目を記載した書面を発注者に提出して発注者の承諾を得なければならない。 (1)再委託を行う業務の内容 (2)再委託で取り扱う情報 (3)再委託の期間 (4)再委託が必要な理由 (5)再委託の相手方（名称、代表者、所在地及び連絡先） (6)再委託の相手方における責任体制並びに責任者及び従事者 (7)再委託の相手方に求める個人情報保護措置の内容（契約書等に規定されたものの写し） (8)再委託の相手方の監督方法 3 前項の場合、受注者は、再委託の相手方にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、受注者と再委託の相手方との契約内容にかかわらず、発注者に対して再委託の相手方による全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。
	2		☆ 発注者から委託された個人情報を取り扱う業務の再委託が原則禁止であることを理解していますか ☐ はい ☐ いいえ ☆ やむを得ず発注者から委託された個人情報を取り扱う業務の再委託を行う場合、次の事項を明確にしなければならぬことを理解していますか ・再委託を行う業務の内容 ・再委託で取り扱う情報 ・再委託の期間 ・再委託が必要な理由 ・再委託の相手方（名称、代表者、所在地及び連絡先） ・再委託の相手方における責任体制並びに責任者及び従事者 ・再委託の相手方に求める個人情報保護措置の内容（契約書等に規定されたものの写し） ・再委託の相手方の監督方法 ☐ はい ☐ いいえ
	3		☆ やむを得ず発注者から委託された個人情報を取り扱う業務の再委託を行う場合、発注者の承認を得なければならないことを理解していますか ☐ はい ☐ いいえ
	4		☆ 発注者の許可を受けて再委託を行う場合には、再委託先にも発注者と合意した内容と同様の情報セキュリティ対策を求めることが必要であることを理解していますか ☐ はい ☐ いいえ
	5		☆ 発注者の許可を受けて再委託を行う場合には、受注者が再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負わなければならないことを理解していますか ☐ はい ☐ いいえ
	6		☆ 個人情報を取り扱う業務の再委託先の選定方法や選定基準について、社内ルール等に定めていますか ☐ はい ☐ いいえ （はいを選択した場合） どのようなことを定めていますか。以下のうち当てはまる項目すべてにチェックしてください ☐ ISMSやプライバシーマーク等の認定を受けた事業者のみが選定されることになっていること ☐ 委託先の選定基準が明確になっており、委託前に事業者の調査を実施しなければならないこと ☐ 委託先の選定基準が定期的に見直されること ☐ その他（具体的に：_____）
	7		☆ 提供された個人情報を取り扱う業務に関して再委託を行いませんか ☐ はい（行わない） ☐ いいえ（行う） （いはいを選択した場合）
	8		☆ 受注者が再委託を行うことについて責任と責務を負うことを理解したうえで、発注者に承認を求めることができますか

	☐ はい ☐ いいえ
9	再委託を行う理由を記述してください
10	再委託先にも、受注者が発注者と合意した内容と同様の個人情報保護対策が必要であることを、再委託先と契約書等の明文化された書面等で合意することができますか ☐ はい ☐ いいえ
11	再委託先の個人情報保護対策に関する実施状況の確認を行うことができますか ☐ はい ☐ いいえ (「はい」を選択した場合) 再委託先の個人情報保護対策状況の確認に関して、以下のうち当てはまる項目すべてにチェックしてください ☐ 定期的に、受注者担当者が実地により対策状況の確認を実行する ☐ 定期的に、再委託先の担当者に対策状況の確認を実行させる ☐ その他 (具体的に:)
12	再委託先の個人情報保護対策状況が発注者と合意した内容と同様であるかの確認を行った結果を記録に残すことができますか ☐ はい ☐ いいえ
13	再委託先の責任者及び従事者から秘密保持に関する誓約書を取得することができますか ☐ はい ☐ いいえ (「はい」を選択した場合) 秘密保持に関する誓約書には、在職中及び職を退いた後も、職務上知り得た秘密を漏らしてはならないことが明記されていますか ☐ はい ☐ いいえ
14	再委託先への個人情報の受渡しを対面により行うことができますか ☐ はい ☐ いいえ (「いいえ」を選択した場合) どのような方法で行いますか
15	個人情報が保存された電子媒体を外部委託先に持ち出す場合、データ保護措置を実施することができますか ☐ はい ☐ いいえ (「はい」を選択した場合) どのような措置を実施できますか。以下のうち当てはまる項目すべてにチェックしてください ☐ 個人情報ファイルを暗号化した状態で媒体へ記録する ☐ (PCに保存されたものを持ち出す場合)BIOSレベルのユーザ認証をする ☐ (PCに保存されたものを持ち出す場合)ハードディスクを暗号化する ☐ その他 (具体的に:)
16	再委託先において、提供した個人情報の廃棄又は消去が行われる際は、受注者担当者が立会うことができますか ☐ はい ☐ いいえ
17	再委託先において発注者の指定した方法に応じて情報の廃棄又は消去を適切に実施していることを、受注者が確認することができますか ☐ はい ☐ いいえ (「はい」を選択した場合) どのような内容の確認をしますか。以下のうち当てはまる項目すべてにチェックしてください ☐ 複製が無い場合の廃棄又は消去の方法 ☐ 複製が有る場合の廃棄又は消去の方法 ☐ その他 (具体的に:)
18	4 受注者は、再委託契約において、 ☆ 再委託事業者に対する管理及び監督の手続き及び方法について、社内ルール等に具体的に定めていますか

		再委託の相手方に対する監督及び情報の安全管理の方法について具体的に規定しなければならない。	☐ はい ☐ いいえ (はいを選択した場合) 再委託事業者に対する管理及び監督の手続き及び方法について具体的に規定された資料のコピー等を提出してください。また、当該資料の名称及び参照箇所を下記に記述してください
19		5 受注者は、この契約による業務を再委託した場合、その履行を管理・監督するとともに、発注者の求めに応じて、その状況等を発注者に適宜報告しなければならない。	☆ 再委託先に対する情報セキュリティ対策状況の確認を行うことができますか ☐ はい ☐ いいえ (はいを選択した場合) 再委託先に対する情報セキュリティ対策状況の確認を行った結果を記録することができますか ☐ はい ☐ いいえ 再委託先に対する情報セキュリティ対策状況の確認結果に応じて、必要な対応を行うことができますか ☐ はい ☐ いいえ (はいを選択した場合) どのような対策を実施していますか。以下のうち当てはまる項目一つをチェックしてください ☐ 契約の解除等の措置を講じる ☐ 改善の指示を出した後、改善がなされない場合は契約の解除等の措置を講じる ☐ 改善の指示を出す ☐ その他 (具体的に:) 再委託先に対する情報セキュリティ対策状況の確認結果に応じて、対応した結果を記録しますか ☐ はい ☐ いいえ
20			
21			☆ 再委託先に対する情報セキュリティ対策状況の報告を、発注者に対して行うことができますか ☐ はい ☐ いいえ
10	1	第9条 目的外収集・利用の禁止 受注者は、この契約による業務を処理するため取得し、若しくは作成した情報(情報の全部又は一部を複写等した他の媒体を含む。以下同じ。)又は発注者から引き渡された情報を発注者の指示又は承諾を得ることなくこの契約の目的以外に使用し、又は第三者に提供してはならない。	☆ 本委託業務において個人情報を収集する場合について、その目的を明確にし必要最小限のものとしなければならないことを理解していますか ☐ はい ☐ いいえ
	2		☆ 本委託業務において利用する個人情報について、受託業務外での利用が禁止であることを従事者に周知し、理解させていますか ☐ はい ☐ いいえ (はいを選択した場合) 本委託業務において個人情報を収集する場合について、その目的を明確にし必要最小限のものとしなければならないことを従事者に周知させ、理解させた結果を記録していますか ☐ はい ☐ いいえ
	3		☆ 本委託業務において個人情報を収集する場合について、その目的を明確にしますか ☐ はい ☐ いいえ (いいえを選択した場合) 個人情報を収集する場合について、その目的を明確にしない理由を記述してください
	4		☆ 本委託業務において利用する個人情報について、受託業務外での利用が禁止であることを理解していますか ☐ はい ☐ いいえ
	5		☆ 本委託業務において利用する個人情報について、受託業務外での利用が禁止であることを従事者に周知し、理解させていますか ☐ はい ☐ いいえ (はいを選択した場合) 受託業務外での利用が禁止であることを従事者に周知させ、理解させた結果を記録していますか ☐ はい ☐ いいえ
11	1		☆ 本委託業務において利用する個人情報について、発注者の承諾なしに第三者へ提供してはならないことを理解していますか

			☐ はい ☐ いいえ
	2		☆ 本委託業務において利用する個人情報について、受託業務外での第三者への提供が禁止であることを従事者に周知し、理解させていますか ☐ はい ☐ いいえ (はいを選択した場合) 受託業務外での第三者への提供が禁止であることを従事者に周知し、理解させた結果を記録していますか ☐ はい ☐ いいえ
12	1	第10条 複写、複製の禁止	受注者は、データバックアップを除き、この契約による事務を処理するため発注者から引き渡しを受け、又は受注者自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、発注者の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。 ☆ 本委託業務において利用する個人情報について、データバックアップを除き、発注者の承諾なしに複写し、又は複製してはならないことを理解していますか ☐ はい ☐ いいえ
	2		☆ 本委託業務において利用する個人情報について、データバックアップを除き、発注者の承諾なしに複写し、又は複製してはならないことを従事者に周知し、理解させていますか ☐ はい ☐ いいえ (はいを選択した場合) 委託業務外での発注者の承諾なしに複写し、又は複製してはならないことを従事者に周知させ、理解させた結果を記録していますか ☐ はい ☐ いいえ
13	1	第11条 適正管理	受注者は、この契約による事務を処理するため発注者から引き渡しを受け、又は受注者自らが収集し、若しくは作成した個人情報の滅失及び毀損の防止に関する措置を講じなければならない。 ☆ 本委託業務において利用する個人情報について、滅失及びびき損の防止に関する措置を講じなければならないことを理解していますか ☐ はい ☐ いいえ
			☆ 本委託業務において利用する個人情報について、滅失及びびき損の防止に関する措置を講じなければならないことを従事者に周知し、理解させていますか ☐ はい ☐ いいえ (はいを選択した場合) 本委託業務において利用する個人情報について、滅失及びびき損の防止に関する措置を講じなければならないことを従事者に周知させ、理解させた結果を記録していますか ☐ はい ☐ いいえ
14	1	第12条 作業場所の特定	受注者は、個人情報を取り扱う場所(以下「作業場所」という。)を定め、あらかじめ発注者に届け出し必要に応じその場所を発注者及び責任者の立ち会いのもと事前に確認し承認を得なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。 ☆ 個人情報を取り扱う場所(以下「作業場所」という。)を限定することができますか ☐ はい ☐ いいえ (はいを選択した場合) どのように限定することができますか。以下のうち当てはまる項目一つにチェックしてください ☐ 1.作業場所は事業所内に限定し、さらに事業所内の特定の空間に限定する ☐ 2.作業場所は事業所内に限定する ☐ 3.作業場所は限定するが、事業所外の不特定箇所での利用を前提とする ☐ その他 (具体的に:) (いいえを選択した場合) 作業場所を限定できない理由を記述してください _____
	2		☆ 作業場所に変更がある場合は、変更する前に作業場所に関する情報を更新して書面等により申請し、発注者から承認を得ることができますか ☐ はい ☐ いいえ 作業場所に変更があった場合、作業場所の変更に関する記録を残すことができますか ☐ はい ☐ いいえ
	3		2 受注者は、発注者の事務所内に作業場所を設置する場合は、責任者及び従事者に対して、受注者が発行 ☆ 従事者には、貴社が発行する従事者である証明書を常時携帯させていますか ☐ はい ☐ いいえ (はいを選択した場合) 従事者に対する従事者である証明書携帯に関する指導が適切になされていますか

		する従事者である 証明書を常時携帯 させ、事業者名が 分かるようにしなけ ればならない。	☐ はい ☐ いいえ	
15	1	第13条 個人情報の 管理	受注者は、業務 において利用する 個人情報を保持し ている間は、次の 各号の定めるとこ ろにより、個人情報 の管理を行わなけ ればならない。	☆ 本委託業務において利用する個人情報を保持している間、個人情報の秘匿性等その内容に応じて、個人情報の管理に努めなければならないことを理解していますか ☐ はい ☐ いいえ
	2	(1)施錠が可能な保 管庫又は施錠若し くは入退室管理の 可能な保管室で厳 重に個人情報を保 管すること。また、 これらの設備の設 置状況を発注者に 報告すること。	☆ 本委託業務において利用する個人情報は、施錠できる保管庫又は施錠若しくは入退室管理の可能な保管室に保管することができますか ☐ はい ☐ いいえ	
	3		☆ 個人情報が保管された部屋(個人情報を保存したサーバ・PCの設置場所含む)への入退室に際して、入出資格の確認を行っていますか ☐ はい ☐ いいえ (はいを選択した場合) どのような方法で確認されていますか。以下のうち当てはまる項目すべてにチェックしてください ☐ IDカードや生体認証等認証装置を用いた施錠が行われている ☐ 受付等、有人による認証が行われている ☐ 物理的な鍵による施錠が行われている ☐ その他 (具体的に:)	
	4		入出資格の申請、審査、登録、抹消 等に関する手続きを社内ルール等に定めていますか ☐ はい ☐ いいえ	
	5		入出資格に関する棚卸を定期的に行っていますか ☐ はい ☐ いいえ	
	6		ユーザIDによる認証が行われている場合、ユーザIDの共用を禁止していますか ☐ はい ☐ いいえ	
	7		個人情報が保存された場所への入退室に際して、入出資格を持たない者が臨時に入室することはできませんか ☐ はい ☐ いいえ (いいいえを選択した場合) どのような場合に入出資格を持たない者の入出が許可されますか。以下のうち当てはまる項目すべてにチェックしてください ☐ 管理責任者が必要性等を勘案し臨時に許可を与えている場合 ☐ 有資格者と同伴であった場合 ☐ その他(具体的に:)	
	8		☆ 個人情報が保管された部屋又は場所の施錠について、社内ルール等に定めていますか ☐ はい ☐ いいえ (はいを選択した場合) どのような場合に施錠されますか。以下のうち当てはまる項目すべてにチェックしてください ☐ 個人情報は施錠できる机、戸棚等に保管されており、使用時だけ施錠が解除される ☐ 部屋に誰もいなくなる場合は必ず施錠される ☐ 時間指定で(例えば夜間中等)施錠される ☐ その他 (具体的に:)	
	9	☆ 個人情報が保存された場所への入退出を記録していますか ☐ はい ☐ いいえ		
	10	(2)発注者が指定した場所へ持ち出す場合を除き、個人	☆ 個人情報を指定された場所以外に持ち出しはならないことを、社内ルール等に定めていますか ☐ はい ☐ いいえ	

	情報を定められた場所から持ち出さないこと。 (はいを選択した場合) 個人情報を指定された場所以外に持ち出してはならないことは、どのように周知徹底されていますか。以下のうち当てはまる項目すべてにチェックしてください ☐ 定期的な教育・研修 ☐ 定期的な周知連絡 ☐ 責任者等による定期的なチェック ☐ その他 (具体的に: _____)
11	☆ 本委託業務において利用する個人情報を、指定した場所以外に持ち出しませんか ☐ はい ☐ いいえ
12	(3)発注者の承諾を得て個人情報を電子データで持ち出す場合は、電子データの暗号化処理又はこれと同等以上の保護措置を施すこと。 ☆ 個人情報が保存された電子媒体を外部に持ち出す場合、データ保護措置を実施していますか ☐ はい ☐ いいえ (はいを選択した場合) どのように実施されていますか。以下のうち当てはまる項目すべてにチェックしてください ☐ 個人情報ファイルが暗号化された状態で媒体へ記録されている ☐ (PCに保存されたものを持ち出す場合)BIOSレベルのユーザ認証をされている ☐ (PCに保存されたものを持ち出す場合)ハードディスクが暗号化されている ☐ その他 (具体的に: _____)
13	(4)事前に発注者の承認を受けて、業務を行う場所、かつ業務に必要な最小限の範囲で行う場合を除き、個人情報を複製又は複写しないこと。 ☆ 原則的に個人情報ファイルの複製を行ってはいけないことを社内ルール等に定めていますか ☐ はい ☐ いいえ (はいを選択した場合) 複写してはならないことは、どのように周知徹底されていますか。以下のうち当てはまる項目すべてにチェックしてください ☐ 定期的な教育・研修 ☐ 定期的な周知連絡 ☐ 責任者等による定期的なチェック ☐ その他 (具体的に: _____)
14	個人情報の複写を許可する場合はありませんか ☐ はい ☐ いいえ (いいえを選択した場合) どのような場合に許可しますか。記述してください _____
15	☆ 発注者から委託された個人情報の複写を行いませんか ☐ はい(行わない) ☐ いいえ(行う) (いいえを選択した場合) ☆ どのような場合に複写を行いますか。記述してください _____
16	(5)個人情報を移送する場合、移送時の体制を明確にすること。 ☆ 個人情報を移送する場合の体制を明確にすることができますか ☐ はい ☐ いいえ
17	☆ 個人情報の移送に関して、記録を残すことができますか ☐ はい ☐ いいえ (はいを選択した場合) 残された記録から何が明らかになりますか。以下のうち当てはまる項目すべてにチェックしてください ☐ 移送者 ☐ 移送日時 ☐ 移送元及び移送先 ☐ 移送経路 ☐ その他 (具体的に: _____)
18	☆ 個人情報の移送に関して、紛失や盗難を防止するための措置を実施していますか ☐ はい ☐ いいえ (はいを選択した場合)

		どのような措置を実施していますか。以下のうち当てはまる項目すべてにチェックしてください ☐ 個人情報記録と他の運送物との混同が防止されている ☐ 運搬用車両から離れる際、すべてのドアを施錠している ☐ 個人情報を運搬するときは、施錠できる運搬用ケースを使用している ☐ 運送業者と秘密保持に関する誓約が取り交わされている ☐ その他（具体的に：_____）
19	(6)個人情報を電子データで保管する場合、当該データが記録された媒体及びそのバックアップの保管状況並びに記録されたデータの正確性について、定期的に点検すること。	☆ 個人情報の改ざんや破損に備え、バックアップを取得していますか ☐ はい ☐ いいえ （はいを選択した場合） ☆ バックアップデータに対して、定期的に保管状況及びデータ内容の完全性についての点検を行っていますか ☐ はい ☐ いいえ
20	(7)個人情報を管理するための台帳を整備し、個人情報の利用者、保管場所その他の個人情報の取扱いの状況を当該台帳に記録すること。	☆ 個人情報の台帳を作成し、保護対象の個人情報を記録していますか ☐ はい ☐ いいえ （はいを選択した場合） 当該台帳から明らかになる事柄すべてにチェックしてください ☐ 個人情報が判明する ☐ 個人情報の保有者又は管理者が判明する ☐ 個人情報の保管場所が判明する ☐ 個人情報の使用場所が判明する ☐ その他（具体的に：_____）
21	(8)個人情報の紛失、漏えい、改ざん、破損その他の事故（以下「個人情報の漏えい等の事故」という。）を防ぎ、真正性、見読性及び保存性の維持に責任を負うこと。	☆ 個人情報が保存された機器について、個人情報の紛失や漏洩を防止するための措置を実施していますか ☐ はい ☐ いいえ （はいを選択した場合） どのような措置が実施されていますか。以下のうち当てはまる項目すべてにチェックしてください ☐ 個人情報が保存されたノートPC等に盗難防止用チェーンが設置されている ☐ 離席時にも端末等での正当な権限者以外の者による窃視防止の対策が実施されている ☐ 個人情報が保存されているサーバやPCへのリモート接続が制限されている ☐ その他（具体的に：_____）
22		☆ 個人情報を取り扱うサーバやPCにアクセスできる者について、社内ルール等に規定していますか ☐ はい ☐ いいえ （はいを選択した場合） どのようなことを規定していますか。以下のうち当てはまる項目すべてにチェックしてください ☐ 操作者を定めることが規定されている ☐ 管理責任者を定めることが規定されている ☐ 管理責任者と操作者のみしかアクセスすることができないことが規定されている ☐ 代行操作が認められており、代行できる者についての基準が規定されている ☐ 代行操作が認められており、代行者、被代行者、代行の日時に関する情報を、管理・記録することが規定されている ☐ その他（具体的に：_____）
23		☆ 個人情報を取り扱うサーバやPCにアクセスするために、IDごとの本人認証を行っていますか ☐ はい ☐ いいえ （はいを選択した場合） どのように本人認証が行われていますか。以下のうち当てはまる項目すべてにチェックしてください ☐ 指紋、虹彩等の生体認証を使用して認証を行っている ☐ ICカード等のセキュリティデバイスを使用して認証を行っている ☐ ID/パスワードにて認証を行っている ☐ その他（具体的に：_____）
24		個人情報を取り扱うサーバやPCへのアクセス権限は定期的に棚卸（※）が行われていますか（※アクセス権限の棚卸：不要になったアクセス権限が残っていないかを、帳簿等と付け合せ確認すること）

		☐ はい ☐ いいえ
25		個人情報を取扱っているサーバやPCへのアクセスが行われた場合のアクセスログを残していますか ☐ はい ☐ いいえ (はいを選択した場合) 取得されたアクセスログは定期的に確認されていますか ☐ はい ☐ いいえ
26		☆ 個人情報が記録された外部記録媒体に対して、真正性確保のための措置を実施していますか ☐ はい ☐ いいえ (はいを選択した場合) どのような措置を実施していますか。以下のうち当てはまる項目すべてにチェックしてください ☐ 個人情報ファイルは書き込みが禁止になっている ☐ 媒体を変更したり、更新する際に、明確な記録が行われている ☐ 媒体に保存されたファイルの変更の有無が分かるようになっている ☐ その他 (具体的に:)
27		☆ 個人情報の授受を行うネットワークについて、個人情報の改ざんや漏洩を防止するための措置を実施していますか ☐ はい ☐ いいえ (はいを選択した場合) どのような措置が実施されていますか。以下のうち当てはまる項目すべてにチェックしてください ☐ ネットワーク上のデータが暗号化されている ☐ 通信相手先が正当であることを認識するための相互認証が行われている ☐ ネットワーク上で、個人情報が改ざんされていないことを保障できる機能がある ☐ その他 (具体的に:)
28		個人情報の変更が行われた際には、作成責任者の氏名等の識別情報、及び正確な時刻情報を用いた作成日時を記録していますか ☐ はい ☐ いいえ
29		☆ システム開発におけるテストは擬似の個人情報を利用する等、実際の個人情報を利用する機会は必要最低限となるようにしていますか ☐ はい ☐ いいえ
30		☆ 作業場所のPC(※個人所有物も含む)にウィルス対策ソフトを導入しなければならないこと、またウィルス定義ファイルを常に最新化しておかなければならないことを、従事者に対し指導していますか ☐ はい ☐ いいえ (はいを選択した場合) どのように指導されていますか。以下のうち当てはまる項目すべてにチェックしてください ☐ 定期的な教育・研修 ☐ 定期的な周知連絡 ☐ 責任者等による定期的なチェック ☐ その他 (具体的に:)
31		☆ 個人情報を取り扱うPCにはウィルス対策ソフトをインストールしており、常に最新の定義ファイルに更新していますか ☐ はい ☐ いいえ
32	(9)作業場所に、私用パソコン、私用外部記録媒体その他の私用物を持ち込ませないこと。	☆ 従事者が個人情報を取り扱う場所に私用パソコンや私用外部記録媒体等を持ち込むことを禁止していますか ☐ はい ☐ いいえ (はいを選択した場合) 持ち込み禁止であることはどのように徹底されていますか。以下のうち当てはまる項目すべてにチェックしてください ☐ 定期的な教育・研修 ☐ 定期的な周知連絡 ☐ 責任者等による定期的なチェック ☐ その他 (具体的に:)

	33		☆ 従事者は個人情報を取り扱うに私用パソコンや私用外部記録媒体等を持ち込んでいませんか ☐ はい ☐ いいえ
	34	(10)個人情報を利用する作業を行うパソコンに、個人情報の漏えいにつながると思える業務に関係のないアプリケーションをインストールしないこと。	☆ 個人情報を取り扱うPCに情報漏洩につながるようなアプリケーション(※)をインストールすることを禁止していますか (※情報漏洩につながるようなアプリケーション: ウィニー、シェアといったP2Pソフト等のこと) ☐ はい ☐ いいえ (はいを選択した場合) 情報漏洩につながるようなアプリケーションのインストール禁止はどのように徹底されていますか。以下のうち当てはまる項目すべてにチェックしてください ☐ 定期的な教育・研修 ☐ 定期的な周知連絡 ☐ 責任者等による定期的なチェック ☐ その他 (具体的に:)
	35		☆ 従事者は個人情報を取り扱う場所のPCに情報漏洩につながるようなアプリケーションをインストールしていませんか ☐ はい ☐ いいえ
16	1	第14条 受渡し・運搬	☆ 個人情報の受渡しの手順を定めていますか ☐ はい ☐ いいえ (はいを選択した場合) どのような手順を定めていますか。以下のうち当てはまる項目すべてにチェックしてください ☐ 個人情報の受渡しは、発注者が指定した日時及び場所で行うことになっている ☐ 個人情報の受渡し後に、受注者は、受領を示す証拠(預り証)を発注者に提出している ☐ その他 (具体的に:)
	2		☆ 本委託業務において利用する個人情報の受渡しに際し、発注者へ個人情報の預り証を提出することができますか ☐ はい ☐ いいえ (はいを選択した場合) 本委託業務において利用する個人情報の受渡しについて、記録を残すことができますか ☐ はい ☐ いいえ (はいを選択した場合) 個人情報の受渡しの記録から何が判断できますか。以下のうち当てはまる項目すべてにチェックしてください ☐ 受領の担当者が判断できる ☐ 受領の処理内容が判断できる ☐ 個人情報の内容が判断できる ☐ 個人情報の件数が判断できる ☐ 利用媒体が判断できる ☐ その他 (具体的に:)
17	1	第15条 個人情報の返還又は廃棄	☆ 発注者の許可無く個人情報の廃棄を行ってはいけないことを理解していますか ☐ はい ☐ いいえ
	2		☆ 個人情報を発注者へ返却するときの手順を定めていますか ☐ はい ☐ いいえ
	3		☆ 個人情報を発注者へ返却するとき、返却の記録を残すことができますか ☐ はい ☐ いいえ (はいを選択した場合) 個人情報返却の記録から何が判断できますか。以下のうち当てはまる項目すべてにチェックしてください ☐ 返却の日時が判断できる ☐ 返却の担当者が判断できる ☐ 返却の処理内容が判断できる ☐ その他 (具体的に:)
	4		☆ 本委託業務において利用する個人情報が不必要となった場合、廃棄又は消去することができますか

は、全ての資料(資料名称や情報項目、媒体名、数量等の内容がわかるもの)の明細とともに返還し、複製された資料等がないことを証する書面を発注者に提出しなければならない。

4 受注者は、第1項の個人情報情報を廃棄、又は消去する場合、当該個人情報情報が記録された電磁的記録媒体の物理的な破壊その他当該個人情報情報を判読及び復元できないように確実な方法で廃棄し、又は消去しなければならない。

5 受注者は、第1項の個人情報情報を廃棄し、又は消去した時は、完全に廃棄し、又は消去した旨の証明書(情報項目、媒体名、数量、廃棄若しくは消去の方法、責任者、廃棄又は消去の年月日が記載された書面)を発注者に提出しなければならない。

6 受注者は、廃棄又は消去に際し、発注者から立会いを求められたときはこれに応じなければならない。

5

☐ はい ☐ いいえ

(はいを選択した場合)

☆ 個人情報の廃棄または消去の際には、電磁的記録媒体等に記録されているデータが判読できないよう必要な措置を実施することができますか

☐ はい ☐ いいえ

個人情報の廃棄又は消去の具体的な方法や手段を記述してください

個人情報の廃棄又は消去の記録を残すことができますか

☐ はい ☐ いいえ

(はいを選択した場合)

個人情報の廃棄又は消去の記録から何が判断できますか。以下のうち当てはまる項目すべてにチェックしてください

☐ 廃棄又は消去を実施した年月日が判断できる

☐ 廃棄又は消去を実施した担当者が判断できる

☐ 廃棄又は消去の方法や手段が判断できる

☐ その他 (具体的に:)

個人情報の廃棄又は消去は発注者の立会いのもとで行うことができますか

☐ はい ☐ いいえ

(いいえを選択した場合)

個人情報の廃棄又は消去を行うことができない理由を記述してください

☆ (個人情報の複製物がある場合)

業務完了後又は業務に必要なくなった時点で個人情報の複製物を廃棄又は消去することができますか

☐ はい ☐ いいえ

(はいを選択した場合)

個人情報の複製物の廃棄または消去の際には、電磁的記録媒体等に記録されているデータが判読できないよう必要な措置を実施することができますか

☐ はい ☐ いいえ

個人情報の複製物の廃棄又は消去の具体的な方法や手段を記述してください

個人情報の複製物の廃棄又は消去の記録を残すことができますか

☐ はい ☐ いいえ

(はいを選択した場合)

廃棄又は消去の記録から何が判断できますか。以下のうち当てはまる項目すべてにチェックしてください

☐ 廃棄又は消去を実施した年月日が判断できる

☐ 廃棄又は消去を実施した担当者が判断できる

☐ 廃棄又は消去の方法や手段が判断できる

☐ その他 (具体的に:)

提供された個人情報の複製物の廃棄又は消去は発注者の立会いのもとで行うことができますか

☐ はい ☐ いいえ

(いいえを選択した場合)

個人情報の複製物の廃棄又は消去を行うことができない理由を記述してください

6

☆ 業務完了後、発注者から提供を受け、又は自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された全ての資料等は、その契約完了後直ちに発注者に返還することができますか

☐ はい ☐ いいえ

(はいを選択した場合)

				返還する資料については、資料名称や個人情報の項目、媒体名、数量等内容のわかる明細とともに引き渡すことはできますか ☐ はい ☐ いいえ (はいを選択した場合) 複製された資料等がないことを証する書面を提出できますか。 ☐ はい ☐ いいえ (いいえを選択した場合) 複製された資料等がないことを証する書面を提出することができない理由を記述してください _____
18	1	第16条 事故時等 の対応	受注者は、この契約による業務の処理に関して個人情報の漏えい等の事故が発生し、又は発生するおそれがある場合は、その事故等に係る帰責の有無に関わらず、直ちに発注者に対して、当該個人情報の漏えい等の事故に係る個人情報の内容、数量、発生場所、発生状況等を報告し、その指示に従わなければならない	★ セキュリティ事故が発生した場合は、その事故発生に係る帰責の有無にかかわらず、直ちに発注者に、個人情報の内容、数量、事件又は事故の発生場所、発生状況等を書面により報告し、発注者の指示に従わなければならないことを理解していますか ☐ はい ☐ いいえ
	2		2 受注者は、前項の個人情報の漏えい等の事故が発生し、又は発生するおそれがある場合に備え、発注者その他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧、再発防止の措置を迅速かつ適切に実施するために、緊急時対応計画を定めなければならない。	★ 個人情報の紛失、漏洩、改ざん、破損その他の事故が発生した場合に備え、措置を迅速に行うための緊急時対応計画を定めていますか ☐ はい ☐ いいえ (はいを選択した場合) 緊急時対応計画には、何について記載していますか。以下のうち当てはまる項目すべてにチェックしてください ☐ 証拠保全に関する活動について記載されている ☐ 被害拡大の防止に関する活動について記載されている ☐ 復旧に関する活動について記載されている ☐ 再発防止に関する活動について記載されている ☐ 地方公共団体への連絡に関する活動について記載されている (連絡に関する活動が記載されている にチェックした場合) 何について連絡するよう定められていますか。以下のうち当てはまる項目すべてにチェックしてください ☐ 個人情報の内容 ☐ 個人情報の数量 ☐ 事件又は事故の発生場所 ☐ 発生状況等 ☐ その他 (具体的に: _____) 緊急時対応計画のコピーを提出してください。また、当該資料の名称及び参照箇所を下記に記述してください _____
	3		3 発注者は、業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。 4 受注者は、発注者と協議の上、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、可能な限り当該個人情報の漏えい等の事故に係る事実関	★ セキュリティ事故が発生した場合、発注者により当該事故の内容等の公表を必要に応じ行うことができることを理解していますか ☐ はい ☐ いいえ

			係、発生原因及び再発防止策の公表に努めなければならない。	
19	1	第17条 定期報告 及び緊急 時報告	1 受注者は、発注者から、個人情報の取扱いの状況について報告を求められた場合は、直ちに報告しなければならない。 2 受注者は、個人情報の取扱いの状況に関する定期報告及び緊急時報告の手順を定めなければならない。	☆ 個人情報の取扱い状況について定期的に報告する手順や方法を定めていますか ☐ はい ☐ いいえ (はいを選択した場合) 報告手順からはどのようなことが明確になっていますか。以下のうち当てはまる項目すべてにチェックしてください ☐ 報告体制(報告元・報告先)が明確になっている ☐ 報告時期が明確になっている ☐ その他 (具体的に:) 定期的な報告の内容には何が含まれていますか。以下のうち当てはまる項目すべてにチェックしてください ☐ 業務の進捗状況 ☐ 処理態様 ☐ 処理の実績 ☐ 処理に要した時間等 ☐ その他 (具体的に:) 個人情報の取扱い状況について定期的に報告した結果を記録することができますか ☐ はい ☐ いいえ
	2			☆ 緊急時の報告について手順や方法を定めていますか ☐ はい ☐ いいえ (はいを選択した場合) 報告手順からはどのようなことが明確になっていますか。以下のうち当てはまる項目すべてにチェックしてください ☐ 報告体制(報告元・報告先)が明確になっている ☐ 緊急時の対応が明確になっている ☐ その他 (具体的に:)
20	1			☆ 不適当な個人情報の取扱いについて発注者より指示があったとき、対応可能な体制を整えていますか ☐ はい ☐ いいえ (はいを選択した場合) 発注者の指示について、従事者に周知させ、理解させることはできますか ☐ はい ☐ いいえ 発注者の指示により不適当な個人情報の取扱いについて、改善の状況について報告することはできますか ☐ はい ☐ いいえ
			3 発注者は、必要があると認めるときは、この契約による業務の処理に伴う個人情報の取扱いの状況について、受注者に報告させ、又は随時実地に調査することができるものとする	☆ 個人情報の取扱いの状況について、報告可能な体制を整えていますか ☐ はい ☐ いいえ (はいを選択した場合) 個人情報の取扱いに関する記録について、社内ルール等に定めていますか ☐ はい ☐ いいえ (はいを選択した場合) 個人情報の取扱いに関する記録が残されていますか ☐ はい ☐ いいえ 個人情報の取扱いの状況について、実地の調査に対応可能な体制を整えていますか ☐ はい ☐ いいえ (はいを選択した場合) 個人情報の取扱いに関する実地の調査に対応するための責任者及び担当者を明文化した体制図、体制表又は社内ルール規定が存在しますか ☐ はい ☐ いいえ
21	1			
22	1	第18条 監査及び 検査	発注者は、この契約による業務の処理に係る個人情報の取扱いについて	☆ 監査に対応可能な体制を整えていますか ☐ はい ☐ いいえ (はいを選択した場合)

		し、交付記は保言に定める措置が講じられているかどうか検証し、及び確認するため、受注者及び再委託先に対して、監査又は検査を行うことができる。 2 発注者は、前項の目的を達するため、受注者に対して必要な情報を求め、又はこの契約による業務の処理に関して必要な指示をすることができる。	個人情報保護に関する対応の記録について、社内ルール等に定めていますか ☐ はい ☐ いいえ (はいを選択した場合) 個人情報保護に関する対応の記録が残されていますか ☐ はい ☐ いいえ 情報セキュリティに関する監査に対応するための責任者及び担当者を定めていますか ☐ はい ☐ いいえ (はいを選択した場合) 情報セキュリティに関する監査に対応するための責任者及び担当者を明文化した体制図、体制表又は社内ルール規定が存在しますか ☐ はい ☐ いいえ
--	--	--	--

上記記入のとおり一切相違ありません

住所

商号又は名称

代表者氏名

印